

監査の結果（平成 30 年 3 月 5 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 27 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 2 機関、財政的援助団体が 14 機関である。

(1) 県の機関（2 機関）

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	県立広島病院	平成 29 年 12 月 5 日	平成 29 年 11 月 7・8 日	実地	3
2	県立広島特別支援学校	平成 30 年 3 月 5 日	平成 30 年 1 月 26 日	書面	5

(2) 財政的援助団体（14 機関）

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
3	広島高速道路公社	平成 29 年 11 月 21 日	平成 29 年 11 月 1 日	実地	8
4	公益財団法人ひろしま産業振興機構	平成 30 年 1 月 17 日	平成 29 年 12 月 5・6 日	実地	10
5	公益財団法人広島県下水道公社	平成 30 年 1 月 30 日	平成 30 年 1 月 17 日	実地	16

6	一般社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会	平成30年3月5日	平成30年1月10日	書面	17
7	一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会	平成30年3月5日	平成30年1月11日	書面	19
8	社会福祉法人広島県福祉事業団	平成30年1月12日	平成29年12月12・13日	実地	21
9	株式会社水みらい広島	平成29年12月21日	平成29年11月16・20・29日	実地	24
10	社会福祉法人くるみ会	平成30年3月5日	平成30年1月23日	書面	27
11	学校法人ナミュール・ノートルダム学園	平成30年3月5日	平成30年1月18日	書面	28
12	芸陽バス株式会社	平成30年3月5日	平成30年1月12日	書面	29
13	特定非営利活動法人広島循環型社会推進機構	平成30年3月5日	平成30年1月11日	書面	30
14	広島県中小企業団体中央会	平成30年3月5日	平成30年1月24日	書面	31
15	堀田・誠和共同企業体	平成30年3月5日	平成30年1月10日	書面	32
16	イズミテクノ・RCC文化センター・シンコースポーツ共同企業体	平成30年3月5日	平成30年1月18日	書面	33

5 委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、公益財団法人ひろしま産業振興機構の監査について安井委員を、特定非営利活動法人広島循環型社会推進機構の監査について奥委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立広島病院

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・ 所在地 広島市南区宇品神田一丁目5番54号
- ・ 職員数 常勤職員及び再任用職員 1,214人
非常勤職員 267人
(平成29年4月1日現在)
- ・ 診療科 21科
(内科, 精神科, 神経科, 循環器科, 小児科, 外科, 整形外科, 脳神経外科, 心臓血管外科, 小児外科, 皮膚科, 泌尿器科, 産科, 婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科, リハビリテーション科, 放射線科, 歯科, 歯科口腔外科, 麻酔科)
- ・ 病床数 700床 (一般病床650床, 精神病床50床。平成29年4月1日現在)
- ・ 患者数等の状況 (平成28年度)

入 院			外 来	
延患者数	1日平均患者数	病床利用率	延患者数	1日平均患者数
219,461人	601人	87.4%	304,466人	1,253人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事の施工管理に必要な事務手続について

平成28年度及び平成29年度の複数の工事において、工事の施工管理に必要な工程表の提出や主任技術者等の氏名の通知を受注者から受けていないほか、完成検査の結果を通知していないなど、建設工事執行規則に基づく事務手続が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	中央棟個室整備工事, 東棟屋上機械室厨房系統他蒸気配管保温ジャケット取付工事 (平成28年度) 管理棟3階医局北東側パーテーションブース改修工事等 (平成29年度)
根 拠	建設工事執行規則第14条, 第19条, 第20条及び第41条

【改善を求める事項】

ア 工事請負契約に係る事務処理について

平成28年度及び平成29年度において、入院患者の療養環境改善のための個室整備や、省エネルギー化のための設備改修をはじめ多数の工事を執行しているが、次のような事務処理が見受けられた。

(ア) ほぼ同じ仕様、工期の複数の工事が、分割して発注されている。

(イ) 仕様の決定や設計金額の積算に当たり、1者のみから徴取した参考見積書の内容に基づき積算されている。

(ウ) 業者選定に当たり、2者による見積合わせを実施しているが、複数の同種工事において参加者が同一である。

工事請負契約の事務処理については、同種工事の統合発注や競争入札の実施により、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性の確保に努める必要がある。

なお、病院内における工事のうち、特に病室のように患者に直接影響を及ぼす工事については、入院患者の状況に応じて工事日が決定されるなどのため個別の執行とならざるを得ない状況が多いが、できる限り統合した発注ができるように改善に努める必要がある。

契約名	中央棟個室整備工事，東棟屋上機械室厨房系統他蒸気配管保温ジャケット取付工事，北棟2階医局改修工事等（平成28年度） 管理棟3階医局北東側パーテーションブース改修工事等（平成29年度）
-----	--

イ 物品の調達に係る事務処理について

次の工事請負契約において、別途発注すべき多数の物品調達が含まれていた。

建設工事に合わせて物品を調達する場合は、本体工事との関連性や集約化によるスケールメリット等を十分考慮し、公平性、競争性及び透明性が確保され、かつ経済性にも優れた、最適な調達方法を採用する必要がある。

契約名	管理棟3階医局北東側パーテーションブース改修工事等（平成29年度）
-----	-----------------------------------

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立広島特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 肢体不自由及び知的障害のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 広島市安佐北区倉掛二丁目 47 番 1 号
- ・教職員数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 133 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 19 人

・ 生徒の状況

肢体不自由	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	男子 (人)	5	5	4	3	5	4	26	2	2	4	8	6	4	9	19
	女子 (人)	4	2	3	2	3	5	19	1	5	3	9	5	2	4	11
	合計 (人)	9	7	7	5	8	9	45	3	7	7	17	11	6	13	30
知的障害	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	男子 (人)	4		1	1			6		4		4	10	12		22
	女子 (人)	2	1				1	4	3	2		5	5	5		10
	合計 (人)	6	1	1	1		1	10	3	6		9	15	17		32
合計	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	男子 (人)	9	5	5	4	5	4	32	2	6	4	12	16	16	9	41
	女子 (人)	6	3	3	2	3	6	23	4	7	3	14	10	7	4	21
	合計 (人)	15	8	8	6	8	10	55	6	13	7	26	26	23	13	62
卒業生 (人)		—							6				9			
進学就職	進学	—							6人 (100.0%)				人 (0.0%)			
	就職	—							人 (0.0%)				人 (0.0%)			
	その他	—							人 (0.0%)				9人 (100.0%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、平成 29 年 5 月 1 日現在である。

・「卒業生」、「進学就職」の状況は、平成 28 年度 (平成 29 年 3 月末現在) である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア プリペードカードに係る出納簿について

金券であるアプリケーション・ソフト導入用プリペードカードの管理において、平成 28 年度は郵便切手類出納簿への記録は行われていたが、平成 29 年度の引継に際して、規則で定める引継年月日の記載及び記名押印がされていなかった。

また、平成 29 年度の郵便切手類出納簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県物品管理規則第 39 条第 2 項, 第 41 条
-----	------------------------------

イ 住居手当に係る認定簿の作成について

職員の住居手当の月額の設定又は改定を行う際には、住居手当認定簿に記載し管理することとされているが、住居手当認定簿が作成されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	職員の住居手当の支給に関する規則 第 6 条 「臨時的任用職員給与取扱要綱」の適用を受ける者の住居手当認定要領 (広島県教育委員会) 第 4
----	--

ウ 通勤手当に係る事後の確認について

通勤手当を支給している職員に係る事後の確認について、職員が有料道路により認定を受けている場合には、毎月その利用状況を、翌月 10 日までに確認することとなっているが、この確認がされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	職員の通勤手当に関する規則 第 12 条 通勤手当認定要領 (広島県教育委員会) 第 9
----	---

エ フロン類を使用した機器の点検について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品(業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器)については簡易点検を行うこととなっているが、平成 29 年 5 月以降の簡易点検が実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成 26 年経・環 告示第 13 号)
-----	---

【改善を求める事項】

事務室の執行体制について

今回の学校の監査においては、指摘事項のとおり、主に外部への影響がない業務について、事務処理が先送りにされている傾向が見受けられた。

今後、年度末や新年度を迎えるに当たり、担当者の異動もあることから、担当者間での引継を適正に行い、特に支出事務等で事務処理期限が定められたものについては、事務処理の漏れや遅延が発生しないように注意する必要がある。

当校は、肢体不自由部門と知的障害部門の2部門を受け持っているため業務の種類が多く、さらに、150名を超える教職員が在籍しており、給与、手当、旅費等の業務量も多い状況にある。このような中、年度途中で事務室の執行体制が十分に確保できない状況になっていることが認知されているにもかかわらず、本庁も含め十分な対処もなく、事務の停滞が生じている。

については、当校から本庁所管課に対し、現状の事務執行体制における課題をしっかりと伝え、所管課との連携のもと、早急に必要な対策を講じる必要がある。

監 査 の 結 果

監査対象機関：広島高速道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴取することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市東区温品一丁目8番23号
- ・ 代表者 理事長 石岡 輝久
- ・ 設 立 平成9年6月3日
- ・ 役職員 役員5人（うち常勤3人）、職員70人（うち常勤64人、県派遣職員17人）
（平成29年11月1日現在）
- ・ 主な事業 指定都市高速道路の新設、改築、維持、その他の管理及び国土交通省、広島県、広島市、西日本高速道路株式会社等からの受託事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度
業務収入 A	12,844,334
業務費用 B	4,559,105
一般管理費 C	403,052
業務利益 D (A - B - C)	7,882,177
業務外収益 E	165,837
業務外費用 F	1,900,402
経常利益 G (D + E - F)	6,147,612
特別利益 H	0
特別損失 I	0
特定準備金計上 J	6,147,612
税金等調整前当期純利益 K (G + H - I - J)	0
資産合計 L (M + N)	379,726,020
負債合計 M	299,161,947
（うち、特別法上引当金等）	55,167,452
資本合計 N	80,564,073
（うち、基本金）	80,429,600
（うち、剰余金）	134,473

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 80,429,600,000 円のうち, 40,214,800,000 円 (50%) を出資 (平成 29 年 3 月末現在)
(所管課 土木建築局道路河川管理課)

(イ) 特別転貸債による貸付 (所管課 土木建築局道路河川管理課)

- ・貸付金残高 31,077,648,156 円 (平成 29 年 3 月末現在)
- ・貸付の対象 高速道路建設事業資金

(ウ) 債務保証 (所管課 土木建築局道路河川管理課)

- ・債務保証残高 90,086,347,033 円 (平成 29 年 3 月末現在)
- ・保証の対象 国, 地方公共団体金融機構, 市中銀行等からの道路建設資金に係る借入金

(2) 監査の結果

【指摘事項】

賞与引当金について

職員に勤勉手当と期末手当が支給されているが, 引当金の計上要件を満たしているにもかかわらず, 賞与引当金を計上していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	企業会計原則注解 (注 18)
----	-----------------

【検討要請事項】

事業資産の区分について

E T C 中央設備関連ソフトウェアや土木積算システム等については, 事業資産ではない資産 (無形固定資産) として計上した後に, その減価償却費を事業資産 (道路建設仮勘定) に配賦していた。

これらの資産については, 当初から事業資産へ計上するなど, 事業資産とする資産と事業資産としない資産について, 明確に区分するよう検討していただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：公益財団法人ひろしま産業振興機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 産学官協同体制により、中小企業等の新たな事業活動への取組、経営基盤の強化及び国際化への対応等を総合的に支援することにより、新たな産業の創出や県内企業の高付加価値化等活性化を図り、もって地域経済の発展に寄与する。
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・代表者 理事長 深山 英樹
- ・設 立 昭和58年11月24日
- ・役職員 役員24人（うち常勤8人）、職員123人（8人は役員兼務、非常勤職員を含む。）（平成29年11月30日現在）
- ・主な事業 創業・経営革新等の支援、高度技術産業への展開を促す研究開発の推進、技術研究開発の支援及び技術交流の促進、大学等の研究成果及び特許の技術移転の促進、高度産業人材等の育成、取引先開拓の支援、経営・技術等に係る産業情報の収集・提供、資金等の支援、国際ビジネスの支援、公の産業振興施設の指定管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成28年度
経常収益 A	1,595,332
経常費用 B	1,646,547
当期経常増減額 C (A - B)	▲51,215
経常外収益 D	1,125,325
経常外費用 E	1,130,908
当期経常外増減額 F (D - E)	▲5,583
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲56,798
当期指定正味財産増減額 H	▲1,055,565
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲1,112,363
資産合計 J (K + L)	7,496,455
負債合計 K	2,045,764
指定正味財産	4,479,788
（うち、基本財産充当額）	(126,200)
一般正味財産	970,903
正味財産合計 L	5,450,691

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 126,200,000 円のうち 66,000,000 円 (52.3%) を出捐

(平成 29 年 11 月 30 日現在) (所管課 商工労働局商工労働総務課)

(イ) 補助金及び負担金 429,987,557 円を交付 (平成 28 年度)

a 平成 28 年度広島県創業環境整備促進事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 66,021,178 円
- ・交付の目的 創業意欲の高い創業希望者に対する支援
- ・補助対象経費 ひろしま創業サポートセンターの運営 (人件費等) や創業セミナーの開催, 創業サポーターによる創業希望者等に対する支援等 (謝金・旅費等) を実施するための経費

b 平成 28 年度ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 12,633,124 円
- ・交付の目的 中小企業等の業務改善活動を指導できる人材の育成に要する経費に対する支援
- ・補助対象経費 イノベーションインストラクター育成塾運営等に要する経費 (人件費, 講師謝金・旅費等)

c 平成 28 年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 72,832,998 円
- ・交付の目的 中小企業・ベンチャーに対する事業化・市場化 (新事業展開, 経営革新等) の支援
- ・補助対象経費 中小・ベンチャー企業成長支援事業, 情報創造提供事業, チーム型支援及び中小企業技術・経営力評価活用促進事業を実施するための経費 (謝金, 旅費, 会議費, 会場費, 印刷製本費, 消耗品費, 雑役務費, 備品費, 調査・分析費, 通信運搬費, 資料購入費, 借料・損料, 原稿料, 広告料, 通信回線使用料, 保守料, 委託費, 負担金等)

d 平成 28 年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 38,828,112 円
- ・交付の目的 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センターの管理運営に対する助成
- ・補助対象経費 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センターの運営を行う職員等の給料, 諸手当, 共済費等

- e 平成 28 年度広島県下請企業振興事業費補助金を交付
(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 34,388,177 円
 - ・交付の目的 下請中小企業に対する取引先開拓の支援
 - ・補助対象経費 取引先開拓支援のため実施する指導員等の設置に関する事業（人件費）、中小企業振興のための調査又は情報の収集若しくは提供事業（専門調査員等の謝金、旅費、資料等作成、通信費、会議費等）などに要する経費
- f 平成 28 年度地域共同研究プロジェクト推進事業補助金を交付
(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 58,179,582 円
 - ・交付の目的 産学官協同体制による県内産業の技術の高度化に資する事業経費に対する支援
 - ・補助対象経費 地域共同研究プロジェクト推進事業に従事する職員給与費、資料作成費及び事務室使用料等の経費
- g 平成 28 年度広島県次世代ものづくり技術開発支援補助金を交付
(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 2,800,000 円
 - ・交付の目的 県内ものづくり企業が取り組んできた基礎研究、応用研究を基に、実用化段階での技術開発、試作品開発を支援
 - ・補助対象経費 事業管理機関が行う開発グループにおける研究開発の進行管理等に要する経費（人件費、旅費、消耗品費、一般管理費など）
- h 平成 28 年度自動車関連産業クラスター支援事業費補助金を交付
(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 30,000,000 円
 - ・交付の目的 県内のカーエレクトロニクス関連産業の振興支援
 - ・補助対象経費 コーディネーター等の人件費、企業・市場調査に必要な旅費、専門家派遣委託費等の経費
- i 平成 28 年度ベンチマーキング支援事業費補助金を交付
(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 3,103,376 円
 - ・交付の目的 市販自動車の分解を通じた自動車部品の最新技術のベンチマーキング及び評価・分析に関する支援
 - ・補助対象経費 ベンチマーキングセンターの施設管理や運営に要する経費、分解車両の取得経費及びその他分解調査に係る必要経費

- j 平成 28 年度新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金を交付
(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 28,907,000 円
 - ・交付の目的 自動車メーカーの技術ニーズと部品企業の技術シーズを中心にした技術構想の企画，将来技術の芽の創出のための探索的な実験等の実施
 - ・補助対象経費 トライアル・ラボ運営費（需用費），研究資金，研究員の人件費，調査活動に係る旅費
- k 平成 28 年度自動車関連産業サプライヤー支援事業費補助金を交付
(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 6,499,891 円
 - ・交付の目的 自動車関連サプライヤー企業の販路拡大支援
 - ・補助対象経費 販路拡大支援のため実施する展示会出展及び商談会実施事業に要する謝金，旅費，資料等作成，通信費，会議費等の事務費
- l 平成 28 年度医療関連産業クラスター形成事業費補助金を交付
(所管課：商工労働局医工連携推進プロジェクトチーム)
- ・補助額 42,807,300 円
 - ・交付の目的 医療関連産業クラスターの形成の支援に要する経費に対する支援
 - ・補助対象経費 当該事業に従事する職員給与費，セミナー開催経費，専門家派遣委託費等の経費
- m 平成 28 年度広島県設備資金貸付事業事務経費補助金を交付
(所管課：商工労働局経営革新課)
- ・補助額 17,621,635 円
 - ・交付の目的 小規模企業者等に対する設備導入の支援
 - ・補助対象経費 小規模企業者等設備導入資金助成事業に要する人件費及び書類作成費，会議費，旅費，通信費，取立諸費，公課費などの事務費
- n 平成 28 年度広島県中小企業基盤整備機構中国本部人材支援部運営協力事業補助金を交付
(所管課：商工労働局経営革新課)
- ・補助額 4,062,184 円
 - ・交付の目的 中小企業大学校広島校への運営協力
 - ・補助対象経費 本財団から派遣した職員の職員給与，諸手当等
- o 平成 28 年度国際経済交流支援負担金を交付
(所管課：商工労働局海外ビジネス課)
- ・負担額 11,303,000 円
 - ・交付の目的 県内企業に対する国際ビジネスの支援
 - ・補助対象経費 海外事務所等の運営及び国際経済交流支援事業に要する経費，事務所の運営に要する経費への負担金
- (ウ) 損失補償（損失補償残高合計 43,078,132 円（平成 29 年 3 月 31 日現在））

a 広島県設備資金貸付事業損失補償（所管課：商工労働局経営革新課）

- ・損失補償残高 7,345,809 円
- ・損失補償の内容 設備資金貸付事業の貸付金に係る損失補償

b 広島県設備貸与事業損失補償（所管課：商工労働局経営革新課）

- ・損失補償残高 35,732,323 円
- ・損失補償の内容 設備貸与事業の貸与料に係る損失補償

(エ) 貸付金（貸付金残高合計 1,533,650,500 円（平成 29 年 3 月 31 日現在））

a 広島県新事業創出チャレンジ企業支援事業資金

（所管課：商工労働局イノベーション推進チーム）

- ・貸付金残高 1,500,000,000 円
- ・貸付の目的 元気な中小企業等へ成長段階に応じた支援を行うことで、事業化実現や市場性の高い商品・サービスの創出を支援
- ・貸付の対象 ひろしまチャレンジ基金の造成

b 広島県小規模企業等設備導入資金（設備貸与事業）

（所管課：商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 33,650,500 円
- ・貸付の目的 創業又は経営基盤の強化を図るため、小規模企業者に代わって当財団が機械設備販売業者から必要な設備を購入し、その設備を当該企業者に長期かつ固定金利で割賦販売又はリースを実施
- ・貸付の対象 設備導入を図る小規模企業に割賦販売又はリースする設備の購入原資

(オ) 公の施設の指定管理者（広島県立産業技術交流センターについては今回監査の対象外）

- ・施設名 広島県立広島産業会館
- ・所在地 広島市南区比治山本町 12-18
- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金収入で充当するため、管理費用は無し。
（平成 28 年度の県への納付額 97,000,000 円、剰余金納付額 21,931,201 円）
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・施設設備 展示場（9 室）、会議室（1 室）、控室等（13 室）、駐車場（平日 389 台・土日祝日 456 台）等
- ・利用状況（平成 28 年度） 面積稼働率 53.7%

・施設名 広島県立産業技術交流センター

・所在地 広島市中区千田町三丁目 7 番 47 号

・指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額 213,354,000 円

（うち平成 28 年度管理費用 71,118,000 円）

・所管課 商工労働局商工労働総務課

・施設設備 研修室・会議室等（5 室）、多目的ホール（318m²）、事務室（1 室）、駐車場（99 台）等

・利用状況（平成 28 年度） 利用件数 1,358 件

（2）監査の結果

【検討要請事項】

大規模修繕について

県立広島産業会館の維持管理業務における修繕については、基本協定書により、概ね費用が 100 万円を超えるものを大規模修繕とし、基本的には県がその責任及びリスクを分担することとされている。

指定管理者である当財団の負担で、大規模修繕に相当する規模の修繕を実施しているが、指定管理者としての提案業務である「施設のリノベーションによる利用促進に伴う工事」以外のものについては、指定管理者が費用を負担することに疑問が生じる内容のものが見受けられた。

基本協定書の規定によると、大規模修繕に該当するかの判断は、県が個別に決定することとなっており、また、指定管理者による大規模修繕の実施も認められているところであるが、大規模修繕は第一義的には県が直接実施すべきものであり、修繕の目的や性質による役割分担を明確にしておかなければ、指定管理者の負担の増加につながるとともに、県有施設の管理の在り方にも関わることから、県との役割分担について慎重に検討していただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：公益財団法人広島県下水道公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するために、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うこと。
- ・ 所在地 広島市南区向洋沖町1番1号
- ・ 代表者 理事長 木原 健
- ・ 設 立 昭和56年8月1日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員 役員15人（うち常勤2人）、職員35人（うち県派遣職員10人）
（平成29年4月1日現在）
- ・ 主な事業 流域下水道の処理施設の運転管理業務の受託、下水道技術者の育成、下水道技術の調査・研究、下水道知識の普及・啓発

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成28年度
経常収益 A	3,290,657
経常費用 B	3,294,104
当期経常増減額 C (A - B)	▲3,447
経常外収益 D	0
経常外費用 E	7
当期経常外増減額 F (D - E)	▲7
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲3,454
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲3,454
資産合計 J (K + L)	549,476
負債合計 K	449,273
指定正味財産	79,000
（うち、基本財産充当額）	79,000
一般正味財産	21,203
正味財産合計 L	100,203

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産79,000,000円のうち、39,500,000円（50%）を出捐（平成29年4月1日現在）
（所管課 土木建築局下水道公園課）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：一般社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 果実の安定的な生産出荷の推進，果樹農業者の経営安定，果実の需要の拡大等を図るための事業等を実施し，これを通じて果樹農業者の経営の安定を図る。
- ・ 所在地 竹原市忠海中町一丁目 2 番 17 号
- ・ 代表者 理事長 川田 洋次郎
- ・ 設 立 昭和 47 年 11 月 22 日
- ・ 役職員 役員 8 人（うち常勤 0 人） 職員 2 人 （平成 30 年 1 月 10 日現在）
- ・ 主な事業 果実計画生産推進事業
緊急需給調整特別対策事業
果樹経営支援対策事業及び未収益期間支援事業
広島県果樹担い手育成総合支援事業
広島レモンブランド化総合支援事業
広島ぶどう生産地活性化支援事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区分	平成 28 年度
経常収益 A	89,884
経常費用 B	92,213
当期経常増減額 C (A - B)	▲2,329
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲2,329
当期指定正味財産増減額 H	▲82,611
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲84,940
資産合計 J (K + L)	223,917
負債合計 K	169,658
指定正味財産	21,703
（うち，基本財産充当額）	0
一般正味財産	32,556
正味財産合計 L	54,259

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

特定資産 100,000,000 円のうち 25,000,000 円 (25.0%) を出捐

(平成 30 年 1 月 10 日現在)

(所管課 農林水産局農業経営発展課)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

財務諸表の表示について

正味財産増減計算書内訳表の経常費用の給与手当費等について、事業費と管理費に区分されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第 42 条第 2 項 「公益法人会計基準」の運用指針 12 (2) 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領及び様式 2 - 3
-----	--

監 査 の 結 果

監査対象機関：一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 国や県の補助金，会員からの負担金等を原資として野菜安値補償金を造成し，野菜の市場価格が著しく下落した場合に，会員を通じて生産者に安値補償金を交付することにより，野菜生産農家の経営の安定及び野菜の安定した生産と供給を図る。
- ・ 所在地 広島市安佐南区大町東二丁目 14 番 12 号
- ・ 代表者 会長 水永 祐治
- ・ 設立 昭和 42 年 5 月 26 日
- ・ 役職員 役員 10 人（うち常勤 1 人），職員 1 人
（平成 29 年 11 月末現在）
- ・ 主な事業 安値補償交付予約数量の取りまとめ，安値補償交付準備金の造成及び管理，安値補償金の交付

イ 経営の状況

（単位：千円）

区分	平成 28 年度
経常収益 A	28,432
経常費用 B	38,099
当期経常増減額 C (A - B)	▲9,667
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲9,667
当期指定正味財産増減額 H	7,887
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲1,780
資産合計 J (K + L)	618,471
負債合計 K	36,212
指定正味財産	316,779
（うち，基本財産充当額）	0
一般正味財産	265,480
正味財産合計 L	582,259

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 加入預り金 18,275,000 円のうち, 13,050,000 円 (71.4%) を出捐 (平成 30 年 1 月 11 日現在) (所管課 農林水産局農業経営発展課)

(イ) 平成 28 年度野菜安値補償準備金造成事業補助金を交付 (所管課 農林水産局農業経営発展課)

- ・ 補助額 8,394,000 円
- ・ 交付の目的 計画的な野菜生産と供給を目指し長期的な野菜価格の安定を図る。
- ・ 補助対象経費 協会が野菜安値補償金の交付に要する資金として, 業務対象年間中に造成する補償準備金に充てるための経費で国費補助分を除いた経費の一部

(2) 監査の結果

【指摘事項】

賞与引当金の計上額について

平成 28 年度財務諸表に計上されている賞与引当金の額に, 賞与に係る法定福利費相当額が含まれていない。適正な事務処理に努められたい。

根拠	健康保険法第 156 条 企業会計原則 [注 18] 引当金について
----	---------------------------------------

【改善を求める事項】

業務受託に係る収入の計上科目について

一般正味財産増減の部に計上されるべき「法人業務委託費補助金」が, 補助金等として指定正味財産増減の部に計上されている。適正な事務処理に努められたい。

根拠	「公益法人会計基準」の運用指針 (内閣府公益認定等委員会 改正平成 21 年 10 月 16 日) 10
----	--

監 査 の 結 果

監査対象機関：社会福祉法人広島県福祉事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県が設置する社会福祉施設等の運営を適切かつ能率的に行うことにより、広く県民福祉の向上と増進に寄与する。
- ・ 所在地 東広島市西条町田口 295 - 3
- ・ 代表者 理事長 黒瀬 靖郎
- ・ 設 立 昭和 39 年 4 月 30 日
- ・ 役職員 役員 9 人 職員 648 人
(平成 29 年 10 月 31 日現在。非常勤等を含む。)
- ・ 主な事業 広島県立障害者リハビリテーションセンターなどの経営 (指定管理者)

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	平成 28 年度
経常収入 A	6,202,348
経常支出 B	6,047,093
当期経常収支差額 C (A - B)	155,255
経常外収益 D	107,461
前期収支差額充当額 E	3,000
経常外費用 F	112,381
当期経常害収支差額 G (D + E - F)	▲1,920
当期資金収支差額 H (C + G)	153,335
資産合計 I (J + K)	3,219,378
負債合計 J	1,554,251
正味財産 K	1,665,127
(うち基本金)	10,000
(うち当期活動収支差額)	368,457

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産

10,000,000 円の全額を出資 (平成 29 年 12 月 12 日現在)

(所管課 健康福祉局障害者支援課)

(イ) 補助金

平成 28 年度広島県新人看護職員研修事業費補助金を交付

(所管課 健康福祉局医療介護人材課)

- ・ 交付額 422,000 円
- ・ 交付の目的 看護の質の向上と早期離職防止を図る

・補助対象経費 新人看護職員研修経費

(ウ) 公の施設の指定管理者

a 施設名

施設名	定員等 (平成 28 年度)	平成 28 年度 管理費用等
広島県立障害者リハビリテーションセンター (東広島市西条町)		
医療センター (病院)	入院 160 床	(管理費用)
高次脳機能センター (病院)	入院 40 床 (再掲)	160,979,000 円
若草園 (肢体不自由児施設)	入所 62 人 通所 10 人	(手数料等相当額)
若草療育園 (重症心身障害児施設)	入所 53 人	23,845,010 円
あけぼの (障害者支援施設)	入所 70 人 日中 80 人	
スポーツ交流センター (身体障害者福祉センター)	—	
広島県立福山若草園 (福山市津之郷町)		
福山若草育成園 (肢体不自由児通園施設)	通所 20 人	※監査対象外
福山若草療育園 (重症心身障害児施設)	入所 54 人	
広島県立障害者療育支援センター (東広島市八本松町)		
松陽寮 (障害者支援施設)	入所 148 人 日中 174 人	※監査対象外
わかば療育園 (重症心身障害児施設)	入所 50 人	

- b 指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
平成 28 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日

- c 所管課 健康福祉局障害者支援課

- d 利用状況 (平成 28 年度) ※監査対象機関のみ記載

広島県立障害者リハビリテーションセンター

【医療センター】

入院 (稼働 160 床)		外来	
1 日平均	延人数	1 日平均	延人数
130 人	47,321 人	200 人	53,523 人

【あけぼの】

入所 (定員 70 人)	通所 (定員 10 人)
18,050 人	749 人

(人数は延べ人数)

【スポーツ交流センター】

区分		1日平均	年間利用者数
スポーツ施設	プール	124.8人	36,441人
	アリーナ	86.0人	25,110人
	卓球室	24.7人	7,226人
	トレーニング室	60.1人	17,547人
文化施設	バリアフリーモデルルーム	1.2人	364人
	会議室	20.8人	6,088人
	調理実習室	16.0人	4,685人

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。債権者等の状況を把握し、徴収促進に努める必要がある。

施設区分		長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成27年10月]	
障害者リハビリテーションセンター	医療センター	7人	1,323,904円	2人	255,771円
障害者療育支援センター	わかば療育園	2人	295,300円	2人	206,300円

イ 金庫内の拾得物の適正管理について

金庫内に拾得物が長期間保管されたままとなつていた。拾得物については、金庫内に長期間保管せず、速やかに警察署長に提出する必要がある。

【検討要請事項】

ア 実地棚卸の方法について

医薬品や診療材料などの棚卸資産は、毎年実地棚卸を行っているが、事業団全体で統一された基準がないため、統一した方法で行われていない。

実地棚卸は期末の棚卸資産の数量を確定する重要な手続であるため、基準を作成し、全ての部署で統一した方法で実施するよう検討していただきたい。

イ 支払いのチェック体制の強化について

担当者が支払入力したデータを決裁者が確認しておらず、担当者任せとなっているため、過去に支払いミスが発生したなど、法人内のチェック体制が十分に機能していない面が見受けられた。

今後、更なる支払チェック体制の強化に向け、組織的な取組を検討していただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：株式会社水みらい広島

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県企業局と民間企業がそれぞれの得意分野を生かすことによって、安心・安全・良質な水の安定供給を基本に、県営水道事業の運営基盤の強化、市町水道事業の管理の一元化を進め、県民・企業から信頼される持続可能な水道事業の実現に貢献するとともに、新たな収益源の確保により、地域経済の発展・活性化に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区小町1番25号
- ・ 代表者 代表取締役社長 三島 浩二
- ・ 設 立 平成24年9月21日
- ・ 役職員 役員5人（うち常勤1人）、職員145人（うち県派遣職員22人）
（平成29年9月30日現在）
- ・ 主な事業 水道施設等の運転、維持管理
水道等に関するコンサルティング業務、人材育成・研修業務

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成28年度
売上高 A	1,588,669
売上原価 B	1,465,092
販売費及び一般管理費 C	118,810
営業利益 D (A - B - C)	4,766
営業外収益 E	2,182
営業外費用 F	52
経常利益 G (D + E - F)	6,895
特別利益 H	0
特別損失（固定資産除却損） I	0
税引前当期純利益 J (G + H - I)	6,895
当期純利益	5,047
資産合計 K (L + M)	533,080
負債合計 L	460,404
純資産合計 M	72,676
(資本金)	(60,000)
(利益剰余金)	(12,676)

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金 60,000,000 円のうち 21,000,000 円 (35%) を出資
(所管課 企業局水道課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- a 施設名 広島西部地域水道用水供給水道
- ・指定期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
 - ・指定期間に係る管理費用の上限額 3,077,320 千円
(うち, 平成 28 年度管理費用 631,692 千円)
 - ・所管課 企業局水道課
 - ・事業概要

給 水 開 始	昭和 51 年 7 月		
水 源	魚切ダム (八幡川), 弥栄ダム (小瀬川)		
計 画 給 水 量	123,000 m ³ /日		
現 有 施 設 能 力	123,000 m ³ /日	〔 白ヶ瀬浄水場 67,000 m ³ /日 三ツ石浄水場 56,000 m ³ /日 〕	
一 日 最 大 給 水 量	62,905 m ³ /日 (実績)		
一 日 平 均 給 水 量	57,068 m ³ /日 (実績)		
給 水 自 治 体	広島市, 大竹市, 廿日市市		

- ・平成 28 年度事業実績 (単位: m³)

給 水 先	実給水量 A	未達水量 B	減免水量 C	超過水量 D	有収水 A+B-C
広 島 市	8,550,282	19,188	0	0	8,569,470
大 竹 市	761,589	0	0	0	761,589
廿日市市	11,517,861	37,309	3,468	0	11,551,702
合 計	20,829,732	56,497	3,468	0	20,882,761

- b 施設名 沼田川工業用水道・沼田川水道用水供給水道

- ・指定期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 5,114,978 千円
(うち, 平成 28 年度管理費用 1,008,720 千円)
- ・所管課 企業局水道課
- ・事業概要

[沼田川工業用水道]

給 水 開 始	昭和 48 年 4 月		
水 源	棕梨ダム (棕梨川)		
計 画 給 水 量	64,000 m ³ /日		
現 有 施 設 能 力	64,000 m ³ /日	〔 本郷浄水場 64,000 m ³ /日 〕	
一 日 最 大 給 水 量	25,028 m ³ /日 (実績)		
一 日 平 均 給 水 量	21,363 m ³ /日 (実績)		
給 水 区 域	竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市		

[沼田川水道用水供給水道]

給水開始	昭和51年4月								
水源	棕梨ダム（棕梨川）、竜泉寺ダム（木門田川）、福富ダム（沼田川）								
計画給水量	110,000 m ³ /日								
現有施設能力	98,600 m ³ /日	<table border="1"> <tr> <td>坊土浄水場</td> <td>58,200 m³/日</td> </tr> <tr> <td>宮浦浄水場</td> <td>38,500 m³/日</td> </tr> <tr> <td>本郷埜田浄水場</td> <td>1,900 m³/日</td> </tr> </table>		坊土浄水場	58,200 m ³ /日	宮浦浄水場	38,500 m ³ /日	本郷埜田浄水場	1,900 m ³ /日
坊土浄水場	58,200 m ³ /日								
宮浦浄水場	38,500 m ³ /日								
本郷埜田浄水場	1,900 m ³ /日								
一日最大給水量	64,520 m ³ /日（実績）								
一日平均給水量	55,830 m ³ /日（実績）								
給水自治体	三原市、尾道市、福山市、東広島市、愛媛県上島町								

・平成28年度事業実績

[沼田川工業用水道]

（単位：m³）

給水先	年間契約水量 A	特定B	超過水量C	減免水量D	有収水量 A+B+C-D
合計	14,991,300	8,400	130,487	2,681	15,127,506

[沼田川水道用水供給水道]

（単位：m³）

給水先	実給水量A	未達水量B	減免水量C	超過水量D	有収水量 A+B-C
三原市	3,330,480	7,080	0	0	3,337,560
尾道市	13,987,117	0	0	0	13,987,117
福山市	2,216,140	0	0	0	2,216,140
東広島市	105,008	0	0	0	105,008
上島町	739,383	0	0	0	739,383
合計	20,378,128	7,080	0	0	20,385,208

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

委託契約の事務処理について

複数年契約を締結している次の委託契約について、毎年度、当該年度分の実績額を支払っているが、社内決裁を受けずに額の確定をしている。

購買規程等では、契約期間途中の検収に関する明確な定めはないが、実質的に年度単位で検収を行い、経費を確定させているため、年度ごとに検収調書を作成するなどにより決裁を受ける必要がある。

契約名	三ツ石浄水場等水質検査業務委託（平成28年度） 本郷埜田浄水場等水質検査業務委託（平成28年度）
-----	---

監 査 の 結 果

監査対象機関：社会福祉法人くるみ会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人介護支援センター，老人短期入所事業，老人デイサービス事業，老人居宅介護事業の運営
- ・所在地 三次市栗屋町字高掛 1718 番地の 2
- ・代表者 理事長 河野 和昌
- ・設 立 昭和 47 年 7 月 6 日

イ 県の財政的援助等の状況

平成 28 年度軽費老人ホーム（A 型）事務費補助金を交付

（所管課 健康福祉局地域福祉課）

- ・補 助 額 56,341,000 円
- ・交 付 の 目 的 老人ホーム等に入居する高齢者の費用負担を軽減
- ・補助対象経費 次の軽費老人ホーム（A 型）施設の運営に要する経費

名 称	軽費老人ホーム A 型 コーポみよし
所 在 地	三次市栗屋町字高掛 1718 番地の 2
設立年月日	昭和 51 年 7 月 24 日
定 員	50 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：学校法人ナミュール・ノートルダム学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 幼稚園の運営
- ・所在地 東広島市高屋町郷 1277-2
- ・代表者 理事長 小谷 恭子
- ・設 立 昭和 47 年 12 月 18 日
- ・学校（幼稚園）の状況（平成 29 年 5 月 1 日現在）

区分	園児数	教員数	職員数
高屋幼稚園	353 人	24 人	7 人

(注) 教員数及び職員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

平成 28 年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）を交付
（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 59,421,000 円
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：芸陽バス株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 自動車による運送事業等
- ・所在地 東広島市西条西本町 21 番 39 号
- ・代表者 代表取締役社長 安井 千明
- ・設 立 昭和 6 年 1 月 3 日

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成 28 年度広島県地域間幹線系統確保維持費補助金を交付

(所管課 地域政策局地域力創造課)

- ・補助額 45,653,000 円
- ・交付の目的 陸上における生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、陸上における地域公共交通の確保・維持を支援する。
- ・補助対象経費 補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額

(イ) 平成 28 年度広島県車両減価償却費等補助金を交付

(所管課 地域政策局地域力創造課)

- ・補助額 39,575,000 円
- ・交付の目的 陸上における生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、陸上における地域公共交通の確保・維持を支援する。
- ・補助対象経費 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額

(ウ) 平成 28 年度広島県広域生活交通路線確保維持費補助金を交付

(所管課 地域政策局地域力創造課)

- ・補助額 7,510,000 円
- ・交付の目的 陸上における生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、陸上における地域公共交通の確保・維持を支援する。
- ・補助対象経費 補助対象経常費用と経常収益の差額

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：特定非営利活動法人広島循環型社会推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 特定非営利活動に係る次に掲げる事業
 - ① 産業廃棄物処理業者のリサイクル分野への転換を促進する技術研究開発事業
 - ② 廃棄物の適正処分並びに処分地の維持管理再生に関する技術研究開発事業
 - ③ 循環型社会に対応した製造技術に関する技術研究開発事業
 - ④ 開発技術や他県技術の紹介、指導等を通じたリサイクル技術の導入・普及を促進する技術研究開発事業
 - ⑤ 循環型社会に対応する循環型ビジネスモデルの構築に関する技術研究開発事業
 - ⑥ 普及啓発事業（技術研究開発に係る成果の出版を含む）や技術指導、技術者教育等、循環型社会の形成と循環型社会形成の促進に資する関連事業
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・代表者 理事長 今岡 務
- ・設 立 平成17年7月22日
- ・職員数（平成29年11月末現在） 3人

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成28年度広島県循環型社会形成推進機能強化事業補助金を交付

（所管課 環境県民局循環型社会課）

- ・補助額 82,128,034円
- ・交付の目的 産学連携による廃棄物リサイクル技術の研究開発及び実証へ取り組む者に対し、研究事業に要する経費を補助することにより、自主自律のもとで実施される研究事業を推進し、循環型社会の実現、環境・リサイクル産業の活性化を図る。

(イ) 平成28年度広島県循環型社会形成推進機能強化事業（人材育成事業枠）補助金を交付

（所管課 環境県民局循環型社会課）

- ・補助額 1,014,295円
- ・交付の目的 産学連携による廃棄物リサイクル技術の移転及び事業化のための人材育成へ取り組む者に対し、人材育成事業に要する経費を補助することにより、循環型社会の実現、環境・リサイクル産業の活性化を図る。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：広島県中小企業団体中央会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 中小企業等協同組合等の組織，事業及び経営の指導並びに連絡，中小企業等協同組合等の設立指導など
- ・所在地 広島市中区基町5番44号
- ・代表者 会長 伊藤 學人
- ・設立 昭和30年12月23日
- ・会員の状況 605団体（平成29年12月31日現在）

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成28年度中小企業連携組織対策事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局経営革新課)

- ・補助額 145,832,400円
- ・交付の目的 中小企業組織連携の推進，中小企業団体の育成及び指導の促進
- ・補助対象経費 指導員及び職員の設置，中小企業連携組織等支援事業などに要する経費

(イ) 平成28年度広島県中小企業団体中央会一般指導事業補助金を交付

(所管課：商工労働局経営革新課)

- ・補助額 450,000円
- ・交付の目的 中小企業連携組織活動の促進，組織の充実強化
- ・補助対象経費 組織拡充指導，調査及び広報活動などに要する経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：堀田・誠和共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 県営住宅の維持・修繕・入居者管理など県営住宅の管理運營業務
- ・所在地 尾道市新浜一丁目9番22号
- ・代表者 株式会社堀田組 代表取締役 河本 一志
- ・設 立 平成18年4月21日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 県営住宅 福山・府中地区
- ・管理対象地域 福山市，府中市
- ・指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 869,820,000円（うち，緊急修繕費51,520,000円）
〔うち，平成28年度管理費用182,604,000円〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸，%)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
平成28年度末	2,212	1,642	415	91.4
平成29年11月末日現在	2,212	1,585	415	88.2

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：イズミテクノ・RCC文化センター・シンコースポーツ共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県立びんご運動公園の管理業務
- ・所在地 広島市西区商工センター二丁目3番1号
- ・代表者 株式会社イズミテクノ 代表取締役 徳田 隆
- ・設 立 平成27年9月25日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県立びんご運動公園
- ・所在地 尾道市栗原町997
- ・指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 780,000,000円
(うち、平成28年度管理費用156,000,000円)
- ・所管課 土木建築局都市計画課
- ・利用状況(平成28年度)

利用者数				
健康スポーツセンター	コミュニティープール	陸上競技場	テニスコート	球技場
167,196人	54,648人	45,091人	91,294人	27,617人
オートキャンプ場	野球場	無料施設		合 計
3,572人	42,337人	251,470人		683,225人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。